明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（二五五）　二
○理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令（二五六）　二

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**六二）　二
○森林法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　二

〔告　示〕

○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**二七〇、二七一）　三
○周波数割当計画の一部を変更する件（**総務**三五八）　三
○原戸籍が滅失した件（**法務**四二八）　四
○除籍が滅失した件（**同**四二九～四三一）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**四三二）　四
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**三四、三五）　五
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**二二七〇）　五
○中小企業信用保険法の規定に基づき災害及び地域を指定する件（**経済産業**二二六）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一一二三）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一一二四）　七
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**二二一～二二四）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**二二五）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二二六）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二二七）　八
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**四一～四三）　九

〔国会事項〕

法　務　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　国土交通省　九

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　一〇
国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）　一〇
公証人任免（法務省）　一〇
国家試験
平成二十四年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
証票無効、財団、製造たばこ小売定価、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二五五号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二四年一〇月一七日から施行することとした。

◇理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令（政令第二五六号）（厚生労働省）

1　理容師試験及び美容師試験に関し、指定試験機関に納める受験手数料の額を改めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。